

平成二十年十二月五日受領
答弁第二八一号

内閣衆質一七〇第二八一号

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における裏金問題についての調査結果等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における裏金問題についての調査結果等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

防衛省においては、平成十九年十二月十六日付けの新聞報道を受けて、防衛省が情報収集及び犯罪捜査に使用している報償費（以下「報償費」という。）について過去五年分の確認作業を行っているところであり、この確認作業の中で、報償費の透明性・効率性を確保する観点から、いくつかの改善を要する事項が判明したことから、今後、早急に実施すべき報償費の使用に関する改善策について、本年七月二十五日に公表したところである。その改善策の主な内容は、次のとおりである。

1 報償費の用途を限定すべきで決算上も支払区分が分かりにくいという点に対応した新科目の創設

2 報償費についての総括取扱責任者が複数であるため、その配分額が従前の実績を基にした固定的なものになりやすいという点に対応し、機動的・効率的な執行を確保するための大臣官房における報償費の

一括管理

3 報償費の配分に関して会計機関の関与が少なくチェック体制としては不十分であるという点に対応し、

そのすべての配分に関しての会計機関を通じた実施

四及び八から十までについて

防衛省においては、大臣官房、防衛政策局、地方協力局等の報償費を使用しているすべての部署を対象として、長岡憲宗経理装備局長を中心に、関係資料の確認や再度の聞き取りを継続しているところであるが、これまで御指摘のような問題については確認されていない。防衛省としては、できるだけ早期に作業を終えたいと考えているが、その取りまとめ時期について、お答えすることは困難である。

五から七までについて

一から三までについて述べたとおり、防衛省においては、これまでの確認作業の中で、いくつかの改善を要する事項が判明したことから、今後、早急に実施すべき報償費の使用に関する改善策について、本年七月二十五日に公表したところであるが、現在、確認作業を継続していることから、その結果について二〇〇八年版防衛白書には記載していない。

十一について

これまで御指摘のような問題については確認されていないが、防衛省においては、会計検査院からの指

摘を含め、更に厳正かつ公正な予算執行に努め、疑念を抱かれることのないようにしてまいりたい。